

雲南市加茂健康福祉センター熱源設備等改修事業 仕様書

1. 事業名及び対象施設

(1) 事業名

雲南市加茂健康福祉センター熱源設備等改修事業

(2) 対象施設

名称：雲南市加茂健康福祉センター かもてらす

所在地：島根県雲南市加茂町宇治 328

建物概要：平成 11 年建設、鉄筋コンクリート造平屋建て、建築面積 2,725 m²

施設指定管理者：株式会社キラキラ雲南

主な施設内容：

[健康福祉センター棟]

市民浴室、トレーニングルーム、栄養指導室、消毒検査室、診察室、保健指導室、健康相談室、地域交流室、大会議室、研修室、事務室（かも福祉会、社会福祉協議会加茂支部、身体医学研究所うなん）

[デイサービスセンター棟]

浴室、日常動作訓練室、食堂、機能回復訓練室、厨房

[RDF ボイラーシステム棟]

RDF ボイラー、灯油ボイラー、熱源機器（熱源槽、貯湯槽、冷温水機、冷却塔）

参考図面：本プロポーザル参加資格を有すると認めた者には下記資料を別途電子メールで送付する。

- ・加茂町総合保健福祉センター施設熱供給設備工事 熱供給設備竣工図
- ・加茂町総合保健福祉センター附属棟工事設計図
- ・加茂町総合保健福祉センター建築工事設計図
- ・光熱水使用量実績表
- ・熱源のエネルギー転換に関する実現可能性調査資料

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

3. 事業内容

(1) 事業者は、施設の熱源設備等の設置状況を踏まえ、既存 RDF ボイラーシステムから電気式ヒートポンプによる熱源システムへの効率的、効果的かつ経済的な熱源設備等改修の提案を行う。

- ・電気式ヒートポンプによる熱源設備等改修の計画設計・施工・施工監理
- ・熱源設備改修に伴う自動制御・監視設備改修、配管改修、ファンコイル等改修、建築付帯工、受変電設備整備
- ・熱源設備改修に伴う既存機器・設備撤去処分、アスベスト処分

(2) 留意事項

- ・灯油ボイラーは、電気式ヒートポンプによる熱源設備のバックアップ用ボイラーとして機能させる。
- ・既存の RDF ボイラーシステムは切り離し残置とするが、新設機器・設備設置に支障となる既存機器・設備は撤去処分する。
- ・RDF ボイラーシステム棟内、事務所は撤去処分する。

4. 特記事項

- (1) 本事業は、経済産業省「令和7年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の交付を受けて実施するもので、同補助金の交付規程の定めに従い行うものとする。
- (2) 本市では、「エネルギー転換への理解促進及び人材育成」を推進するため、別発注で業務委託を予定している。エネルギー転換への理解促進及び人材育成業務を行うにあたり、本事業の事例紹介等の普及啓発に協力を行うものとする。
- (3) 本事業の実施において、地域への経済波及効果を図ること。
- (4) 事業者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。
- (5) 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
- (6) 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。
- (8) 本市と事業者との責任区分について

ア 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

<分担表>

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
前段階及び契約時	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	事業の中止・延期	本市の指示	○	
		周辺住民の反対による事業の中止・延期	○	○

		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
		本市の事業放棄によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
施工段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更(詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事における環境の保全		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○
保証関連	性能	仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○